(ロ)　認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限を令和五年一二月三一日まで二年延長するとともに、対象住宅の新築等をして令和四年及び令和五年に居住の用に供した場合の対象住宅、標準的な性能強化費用に係る控除対象限度額及び控除率を次のとおりとすることとした。（租税特別措置法第四一条の一九の四関係）

居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率
令和四年・令和五年	認定住宅 特定エネルギー消費性能向上住宅	六五〇万円	一〇％

(ハ)　支払調書等の提出の特例について、磁気テープを提出する方法を除外することとした。（租税特別措置法第四二条の二の二関係）

2　法人課税

(イ)　沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除制度について、対象資産を各区域の振興に資する一定のものとするほか次のとおり見直しを行うとともに、税額控除限度超過額の繰越控除に係る措置の適用要件に各事業年度終了の日において適用対象となる法人であることを加えた上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第四二条の九関係）

(1)　観光地形成促進地域に係る措置について、適用対象となる法人を沖縄振興特別措置法に規定する観光地形成促進措置実施計画の認定を受けた事業者のうち主務大臣の確認を受けたものに該当する法人とする。

(2)　情報通信産業振興地域に係る措置について、適用対象となる法人を沖縄振興特別措置法に規定する情報通信産業振興措置実施計画の認定を受けた事業者のうち主務大臣の確認を受けたものに該当する法人とする。

(3)　産業高度化・事業革新促進地域に係る措置について、適用対象となる法人を沖縄振興特別措置法に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画の認定を受けた事業者のうち主務大臣の確認を受けたものに該当する法人とし、適用対象となる区域を同法に規定する提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域とするとともに、対象資産に一定の構築物を加える。

(4)　国際物流拠点産業集積地域に係る措置について、適用対象となる法人を沖縄振興特別措置法に規定する国際物流拠点産業集積措置実施計画の認定を受けた事業者のうち主務大臣の確認を受けたものに該当する法人とする。

(5)　経済金融活性化特別地区に係る措置について、適用対象となる法人を沖縄振興特別措置法に規定する経済金融活性化措置実施計画の認定を受けた事業者に該当する法人とする。

(ニ)　地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、適用を受けるための特定建物等の取得等をして事業の用に供するまでの期間を地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について認定を受けた日から同日の翌日以後三年（改正前二年）を経過する日までの間とした上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の四の二及び第四二条の一一の三関係）

(三)　地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の五及び第四二条の一二関係）

(1)　「地方事業所基準雇用者数のうち特定新規雇用者数に達するまでの数とその地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数とを合計した数が二人以上であること」との要件を廃止する。

(2)　対象雇用者数のうち特定新規雇用者数に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日以後に適用対象特定業務施設以外の事業所において新たに雇用された特定雇用者でその雇用された事業年度終了の日においてその適用対象特定業務施設に勤務する者の数を加える。

(3)　地方事業所基準雇用者数に係る措置における税額控除限度額の計算上二〇万円（移転型事業にあっては、四〇万円）に乗ずる数を、地方事業所基準雇用者数（基準雇用者数を上限とする。以下同じ。）から新規雇用者総数を控除した数のうち特定非新規雇用者数に達するまでの数（改正前地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数）とする。

(ホ)　給与等の支給額が増加した場合の特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第一〇条の五の四及び第四二条の一二の五関係）

(1)　新規雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置について、次の措置に改組する。

イ　青色申告書を提出する事業者が、令和四年四月一日から令和六年三月三一日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が一〇〇分の三以上であるとき（その事業年度終了の時において、その法人の資本金の額又は出資金の額が一〇億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が一、〇〇〇人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針等の一定の事項を公表している場合に限る。）は、控除対象雇用者給与等支給増加額に一〇〇分の一五（次に掲げる要件を満たす場合には、それぞれ次に定める割合を加算した割合）を乗じて計算した金額の特別税額控除ができる。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とする。

イ　継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が一〇〇分の四以上であること　一〇〇分の一〇

ロ　教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が一〇〇分の二〇以上であること　一〇〇分の五

(2)　中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置について、特別税額控除割合の上乗せ措置を次のとおりとした上、その適用期限を一年延長する。

イ　雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合が一〇〇分の二・五以上である場合には、特別税額控除割合に一〇〇分の一五を加算する。

ロ　教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が一〇〇分の一〇以上である場合には、特別税額控除割合に一〇〇分の一〇を加算する。

(ヘ)　認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、特別税額控除割合を次のとおりとした上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の五及び第四二条の一二の六関係）

(1)　令和四年四月一日から令和五年三月三一日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備　一〇〇分の一五（条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備については、一〇〇分の九）

(2)　令和五年四月一日から令和六年三月三一日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備　一〇〇分の九（条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備については、一〇〇分の五）

(3)　令和六年四月一日から令和七年三月三一日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備　一〇〇分の三